

大間原子力発電所 第1号機
使用前検査申請書の内容変更について

大原建発第70号

2023年7月7日

原子力規制委員会 殿

東京都中央区銀座六丁目15番1号

電源開発株式会社

代表取締役社長 菅野 等

平成21年1月7日付け原建発第64号で申請した、大間原子力発電所第1号機使用前検査申請書について、記載事項を変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 使用前検査申請書及びその変更の内容を説明する書類番号

大間原子力発電所第1号機

使用前検査申請書

原建発第64号 (平成21年1月7日) ※1

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

原建発第51号 (平成21年8月27日) ※2

大原建発61号 (平成22年5月7日) ※2

大原建発第138号 (平成22年6月28日) ※2

大原建発第378号 (平成23年1月24日) ※2

大原建発第338号 (平成24年3月23日) ※2

大原建発第3号 (平成24年4月18日) ※2

原建発第34号 (平成25年7月12日)

原技発第2号 (平成26年12月1日)

大原建発第82号 (平成28年7月8日)

大原建発第250号 (2021年2月5日)

※1 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定に基づき、原子力発電工作物の保安に関する省令第19条第1項の規定によって行った申請とみなされている。また、同申請は、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の附則第15条の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第1項の規定によって行ったものとみなされている。

※2 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定に基づき、原子力発電工作物の保安に関する省令第19条第3項の規定によって行った変更とみなされている。また、同変更は、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の附則第15条の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定によって行ったものとみなされている。

2. 変更内容及び理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

代表者の氏名 取締役社長 渡部 肇史

(変更後)

代表者の氏名 代表取締役社長 菅野 等

氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	電源開発株式会社 東京都中央区銀座六丁目15番1号 代表取締役社長 菅野 等
---------------------------------------	--

【変更理由】

2023年6月28日付けで代表取締役社長が交代したことに伴い、
代表者の氏名を変更する。